

尾張西部地区 日光川河口排水機場等整備工事施工管理他業務

現場説明事項

第1 一般事項

1 入札の提出に関する事項について

- (1) この業務の入札の提出は、業務請負契約書案及び、この現場説明事項に記載する条件により東海農政局競争契約入札心得（以下「入札心得」という）に従って行うものとする。
- (2) この業務の入札の提出に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第2 指示事項

1 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 暴力団員等による不当要求または業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、発注者と協議を行うこと。

第3 細部事項

1 業務概要

特別仕様書に示すとおり。

2 業務仕様書

共通仕様書及び特別仕様書による。

3 契約に係る事項

別紙1のとおり。

4 その他

なし。

(別紙1)

契 約 に 係 る 事 項

- 1 特別仕様書第11条(2)で示す作業項目に係る歩掛については、土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)で定義される職種のうち、技術員により、下表のとおり想定している。

項 目	業 務 量	備 考
設計業務		
1. 現場技術業務	211人	329日×0.64

技術者基準日額については、「令和8年度技術者基準日額」が公表され次第、適用する。

履行期間については準備期間を5日とし、令和8年4月13日から令和9年3月12日を予定している。

・上記表には打合せに係る人員は含まれていない。打合せ等の業務量については、農林水産省土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)編を準用し、打合せに係る作業日数は0.25日/回を計上している。

・積算体系年月及び単価期適用年月は「令和8年3月」としている。

- 2 特別仕様書第13条に示す打合せに係る歩掛は、技師A3.0人(12回)を想定している。
- 3 本業務における現場技術員は通勤を想定している。
また、打合せはweb開催を想定していることから、管理技術者の交通費は計上しない。
- 4 特別仕様書第11条に示す業務内容のうち外業は、1人当たり1回/週(47回)を見込んでいる。
- 5 管理技術者及び現場技術員は、契約締結日において他社から出向していない者とし、契約締結後に監督職員が健康保険証の写し、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料等の公的機関が発行した証明等の写しにより確認を行う。
- 6 本業務の実施に当たり文書作成、表計算及び図面作成のソフトは次のとおり考えている。

区 分	使用ソフト
ワープロソフト	Microsoft Word 2016以降
表計算ソフト	Microsoft Excel 2016以降
図面作成ソフト	Bigvan al-Nil CADで閲覧・編集が可能なもの
閲覧ソフト	Adobe Acrobat DocuWorks

- 7 事務所内において利用しているネットワーク環境の利用(ネットワークへの接続等)はできないため、発注者との情報の交換、業務成果の提出に必要な機器等については、受注者において準備するものとする。
- 8 特別仕様書第8条に示す工事について、別途監督職員から協議することがある。

- 9 現場技術業務の共通仕様書の掲載場所は次のとおりである。
東海農政局ホームページ
<https://www.maff.go.jp/tokai/noson/nn/attach/pdf/index-11.pdf>
- 10 現場技術業務にて使用する駐車場の費用等は、以下のとおりである。
(1)見込んでいる費用
日額利用料 545 円（税抜き）／日
(2)駐車台数 1 台
(3)使用日数 47 日
- 11 木曾川水系土地改良調査管理事務所庁舎（東海農政局安田庁舎）の移転について
令和 8 年10月以降に木曾川水系土地改良調査管理事務所庁舎（東海農政局安田庁舎）は移転予定であるため、提出書類の住所等留意すること。
【移転先】〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 2 号
- 12 現場技術業務契約書第 33 条関係について
部分払を請求する場合の回数は 1 回以内とする。